

埼玉県立大学卒業等の時期を定める規程

平成22年4月1日

規程第108号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、学則第67条第1項で規定する卒業の認定をされた者の卒業の時期並びに学則第80条第1項及び第2項で規定する課程の修了の認定をされた者の修了の時期について定めるものとする。

(卒業等の時期)

第2条 卒業及び修了の時期は、原則として学年末とする。

2 前項の規定にかかわらず、前期末までに、学則第67条第1項で規定する卒業の要件を満たし認定された者又は学則第80条第1項若しくは第2項で規定する課程の修了の要件を満たし認定された者は、前期末に卒業又は修了をすることができる。

3 前項の卒業又は修了を希望する者は、前期期末試験期間の末日までに「卒業（修了）認定願（様式第1-1号又は様式第1-2号）」により学長に申し出なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

卒業（修了）認定願

年 月 日

（あて先）
埼玉県立大学長

保健医療福祉学部 学科 専攻 年次
保健医療福祉学研究科 課程 年次
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり、前期末で卒業（修了）要件を満たす予定ですので、学年途中での卒業（修了）認定をしていただきたく申し出ます。

記

1 在学期間

年4月1日から 年9月30日（ 年 月 日）
（休学期間 年 月 日～ 年 月 日）
（休学期間 年 月 日～ 年 月 日）

2 履修状況

（1）これまでに修得した単位数及び前期末に修得が見込まれる単位数（履修登録単位数）

学部			修得済単位数	卒業（修了）要件 不足単位数	修得見込 単位数	備 考
	共通科目	教養科目				
		初年次科目				
		保健医療福祉科目				
	専門科目	専門導入科目				
		専門基礎科目				
		各学科専攻専門科目				
研究科	共通科目					
	専門科目					

（2）履修中の授業科目

（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）
（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）
（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）
（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）

卒業（修了）認定願

年 月 日

（あて先）
埼玉県立大学長

保健医療福祉学部 学科 専攻 年次
保健医療福祉学研究科 課程 年次
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり、前期末で卒業（修了）要件を満たす予定ですので、学年途中での卒業（修了）認定をしていただきたく申し出ます。

記

1 在学期間

年4月1日から 年9月30日（ 年 月 日）
（休学期間 年 月 日～ 年 月 日）
（休学期間 年 月 日～ 年 月 日）

2 履修状況

（1）これまでに修得した単位数及び前期末に修得が見込まれる単位数（履修登録単位数）

学部			修得済単位数	卒業（修了）要件 不足単位数	修得見込 単位数	備 考
	共通科目	教養科目				
		初年次科目				
		IPE 科目				
	専門科目	専門基盤科目				
		各学科専攻専門科目				
研究科	共通科目					
	専門科目					

（2）履修中の授業科目

（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）
（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）
（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）
（ 必修・選択 ） （ 必修・選択 ）